

【生団連通信 Vol.26】

事業再開に向けた感染防止対策の指針が各団体から発表されました

緊急事態宣言の一部解除に伴い、本格的な事業再開に向けた感染防止対策の指針が各団体から発表されています。

生団連会員の各業界団体もガイドラインを示しています。

事業者として配慮すべき事項がまとめられているものですが、

事業の対象となる生活者としても参考となるものですので、皆様にご紹介いたします。

■経団連

経済界の全般的な基準で、業種横断型となっています。

「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」

https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040_guideline1.pdf

- ・テレワークや時差出勤、週休3日制などを検討
- ・会議やイベント、採用活動はオンラインの活用検討

「製造事業場における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」

https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040_guideline2.pdf

- ・工程別に作業区域を設置し、移動を限定
- ・少人数での朝礼や点呼

■業界団体（生団連会員の業界団体含む）

小売・外食業では、少人数での来店呼びかけやレジ前のアクリル板等設置といった内容が織り込まれています。

詳細は各業界団体のガイドラインを以下の URL からご覧ください。

「新型コロナウイルス感染症対策 業種別ガイドラインについて」

https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline_20200514.pdf

生団連は「経済活動平常化に向けた取り組みの強化」についても国へ提言しております。

経済活動平常化に関する問題についても引き続き皆様のご意見を事務局までお寄せください。